

介護老人保健施設とわだ

介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）

運営規程

社会福祉法人 みやぎ会

介護老人保健施設とわだ 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）の概要

（事業の目的）

第1条 この事業所が行う介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）（以下、「総合事業」とする）は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す適正な総合事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）総合事業者は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- （2）総合事業の提供に当たっては、自らその提供する総合事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- （3）総合事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- （4）総合事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等、利用者の日常生活全般の状況の把握に努め、利用者ができる限り要介護状態とならないで、その有する能力を最大限活用することができるよう支援するものとする。
- （5）総合事業の提供に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 介護老人保健施設とわだ

所在地 青森県十和田市大字洞内字長田60番地6

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、サービス提供責任者を兼務する。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、総合事業の利用申し込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも総合事業の提供にあたる。

(3) 訪問介護員等 2.5名以上

介護福祉士又は訪問介護員養成研修2級過程以上修了者（常勤換算法で2.5名以上）。
訪問介護員等は、総合事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 通年営業とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(総合事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 総合事業の内容は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、提供する総合事業及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。総合事業を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり市町村長が定める基準によるものとし、当該総合事業が法定受領サービスである時は、その1割、又は2割、3割の額とする。

(1) 身体介護

食事、入浴、衣服着脱、排泄、清拭、洗髪、通院等の介助を行う。

(2) 生活援助

衣類の洗濯、補修、掃除、買物、調理、関係機関との連絡等の介助を行う。

(3) 相談、助言に関すること

生活、身上相談、住宅改善等の必要な相談、助言を行う。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、別紙の料金表のとおりとする。

通常総合事業の実施地域以外（七戸町、六戸町、東北町）の地域の居宅において総合事業を行う場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

第7条 総合事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 総合事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

第8条 総合事業所は、総合事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 総合事業所は、提供した介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 総合事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第9条 総合事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

3 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

4 従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従事者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 総合事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第11条 総合事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業（総合事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 総合事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 総合事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（緊急時における対処方法）

第12条 訪問介護員等は、現に総合事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての重要事項）

第13条

- (1) 訪問介護員等の質的向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

採用時研修	採用後1月以内に実施
継続研修	年2回以上実施

- (2) 総合事業所は、適切な総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- (3) この規程に定めるもののほか、この総合事業の運営に関する事項は、社会福祉法人みやぎ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

令和 2年 3月 1日改定。

令和 2年 6月 1日改定。

令和 6年 4月 1日改定。